

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	M・M marks 株式会社
主たる事務所の所在地	〒231-0843 神奈川県横浜市中区本郷町3丁目232番地3号 山の手館1階
代表者(職名・氏名)	代表取締役 田中 雅明
設立年月日	平成27年4月1日
電話番号	045-228-8164

2. 事業所の概要

事業所名	愛を繋ぐ訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒231-0843 神奈川県横浜市中区本郷町3丁目232番地3号 山の手館1階	
電話番号	045-228-8164	
指定年月日・事業所番号	2017年2月1日指定	1460490227
管理者名	重田 哲司	
サービス提供地域	中区、西区、港南区、磯子区、神奈川区、南区、保土ヶ谷区	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3名 (常勤) 2名 (非常勤)
理学療法士	通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合、主治医より訪問看護指示書を受けた後、看護業務の一環として利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーション中心のサービスを提供します。	2名 (常勤) 4名 (非常勤)
作業療法士		0名 (常勤) 1名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員		0名 (常勤) 3名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	9時00分～18時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導助言
- (7) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (8) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (9) リハビリテーション
- (10) その他医師の指示による処置

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別表1参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又は実費負担によりその謄写を交付します。

9. 緊急時における対応方法

緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師と利用者を確認し、指定(介護予防)訪問看護を開始するものとする。

- (1) 訪問看護師等がかかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

10. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表1のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険及び医療保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービス(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月 27 日に、ご指定の金融機関の口座から引落となります。

11. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：愛を繋ぐ訪問看護リハビリステーション 連絡先：045-228-8164

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2,000円

12. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

13. 事故発生時における対応方法

事故発生時の対応方法については、以下の通りとする。

- (1) 指定(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師、ご家族、市町村に連絡し、適切な処置を講じるとともに管理者に報告するものとします。
- (2) 利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 衛生管理等

訪問看護師等の清潔の保持及び健康管理について、年1回の定期健康診断などの必要な管理を行うとともに事務所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努める。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関へ持ち込む等して処理します。

15. 研修会の確保

当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

16. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	山田 裕美
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止委員会を設置しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

17. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-228-8164	FAX番号	045-307-7191
担当者	管理者 重田 哲司		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）	電話番号:045-263-8084
	中区役所 高齢・障害支援課	電話番号:045-224-8167
	西区役所 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）	電話番号:045-320-8410
	港南区役所 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）	電話番号:045-847-8415
	磯子区役所 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）	電話番号:045-750-2417
	神奈川区役所 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）	電話番号:045-411-7110
	南区役所 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）	電話番号:045-341-1139
	保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課（高齢者支援担当）	電話番号:045-334-6328
	横浜市福祉調整委員会事務局 （健康福祉局相談調整課）	電話番号:045-671-4045
	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局	電話番号:045-534-5754
	神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号:045-329-3447

18. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上(医療保険含む)、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

愛を繋ぐ訪問看護リハビリステーション 宛

契約締結日 年 月 日

私は、以上の重要事項及び契約の内容について説明を受け内容を確認し同意し、この訪問看護サービスの利用を申し込みます。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意志を確認しました。

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

以上の通り、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、利用者および事業者は署名捺印の上、各1通ずつ保有することとします。

<事業主>

(事業者)

住 所 神奈川県横浜市中区本郷町3丁目232番地3号
山の手館1階

事業者名 M・M marks 株式会社

代表者 代表取締役 田中雅明

(事業所名)

住 所 〒231-0843
神奈川県横浜市中区本郷町3丁目232番地3号
山の手館1階

事業所名 愛を繋ぐ訪問看護リハビリステーション

管理者名 重田 哲司

説明者名 _____

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	M・M marks 株式会社
主たる事務所の所在地	〒231-0843 神奈川県横浜市中区本郷町3丁目232番地3号 山の手館1階
代表者(職名・氏名)	代表取締役 田中 雅明
設立年月日	平成27年4月1日
電話番号	045-228-8164

2. 事業所の概要

事業所名	あいつぐ訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒254-0807 神奈川県平塚市代官町7-29 2階B号室	
電話番号	0463-74-5908	
指定年月日・事業所番号	2017年2月1日指定	1462090280
管理者名	升井 里香	
サテライト	あいつぐ訪問看護リハビリステーション あしがら	
所在地	〒258-0021 神奈川県足柄上郡開成町吉田島1440-1 シャン・ド・ポワール A203	
サービス提供地域	平塚市、茅ヶ崎市、大磯町、寒川町、伊勢原市、秦野市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町、二宮町、小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	6名 (常勤) 3名 (非常勤)
理学療法士	通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合、主治医より訪問看護指示書を受けた後、看護業務の一環として利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーション中心のサービスを提供します。	3名 (常勤) 2名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 1名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名 (常勤) 3名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	9時00分～18時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の教育助言
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 在宅におけるリハビリテーション
- (9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- (10) その他医師の指示による処置

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別表1

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又は実費負担によりその謄写を交付します。

9. 緊急時における対応方法

緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師と利用者を確認し、指定(介護予防)訪問看護を開始するものとする。

- (1) 訪問看護師等がかかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

10. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表1のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険及び医療保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービス(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月27日に、ご指定の金融機関の口座から引落となります。

11. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名：あいつぐ訪問看護リハビリステーション 連絡先：0463-74-5908

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：2,000円

12. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

13. 事故発生時における対応方法

事故発生時の対応方法については、以下の通りとする。

- (1) 指定(介護予防)訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師、ご家族、市町村に連絡し、適切な処置を講じるとともに管理者に報告するものとします。
- (2) 利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 衛生管理等

訪問看護員等の清潔の保持及び健康管理について、年1回の定期健康診断などの必要な管理を行うとともに事務所の設備及び備品などについて衛生的な管理に努める。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関へ持ち込む等して処理します。

15. 研修会の確保

当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

16. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	濱名 悟史
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待防止委員会を設置しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

17. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0463-74-5908	FAX番号	0463-74-5909
担当者	管理者：升井 里香		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	平塚市役所 介護保険課	電話番号:0463-21-8790
	茅ヶ崎市役所 福祉部 介護保険課	電話番号:0467-81-7164
	大磯町役場 保険福祉課	電話番号:0463-61-4100
	寒川町役場 高齢介護課	電話番号:0467-74-1111
	伊勢原市役所 長寿介護課	電話番号:0463-94-4722
	秦野市役所 福祉部 高齢介護課	電話番号:0463-82-9616
	厚木市役所 市民福祉部 福祉総合支援課	電話番号:046-225-2895
	海老名市役所 保健福祉部 介護保険課	電話番号:046-235-4952
	座間市役所 介護保険課	電話番号:046-252-7719
	愛川町役場 高齢介護課	電話番号:046-285-2111
	二宮町役場 高齢介護課 高齢福祉班	電話番号:0463-75-9542
	小田原市役所 福祉健康部:高齢介護課	電話番号:0465-33-1841
	南足柄市役所 高齢介護課 高齢介護班	電話番号:0465-73-8057
	中井町役場 健康課 高齢介護班	電話番号:0465-81-5546
	大井町役場 福祉課	電話番号:0465-83-8024
	松田町役場 福祉課	電話番号:0465-83-1226
	山北町役場 福祉課 福祉推進班	電話番号:0465-75-3644
	開成町役場 福祉介護課	電話番号:0465-84-0316
	箱根町役場 福祉部 福祉課	電話番号:0460-85-7790
	真鶴町役場 保険福祉課	電話番号:0465-68-1131
湯河原町役場 介護課	電話番号:0465-63-2111	
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号:045-329-3447	
神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課	電話番号:045-210-1111(代表)	

18. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

あいつぐ訪問看護リハビリステーション 宛

契約締結日 年 月 日

私は、以上の重要事項及び契約の内容について説明を受け内容を同意し、この訪問看護サービスの利用を申し込みます。

(利用者)

住所 _____

氏名 _____

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意志を確認しました。

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

以上の通り、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、利用者および事業者は署名捺印の上、各1通ずつ保有することとします。

< 事業主 >

(事業者)

住 所 神奈川県横浜市中区本郷町3丁目232番地3号
山の手館1階

事業者名 M・M marks 株式会社

代表者 代表取締役 田中 雅明

(事業所名)

住 所 〒254-0807
神奈川県平塚市代官町7-29 2階B

事業所名 あいつぐ訪問看護リハビリステーション

管理者名 升井 里香

説明者名 _____